

用語集

以下では、本仕様書についての解釈に紛れが生じないよう、用いられている用語の定義を示した。ここで示す定義はあくまで本仕様書における定義であり、用語によっては、本仕様書以外では別の意味で用いられていることもある。

また、住民記録システム標準仕様書にて定義されている用語については、特段の記載が無い限り、同じ様書に記載されている定義とする。

No.	用語	読み方	略称	説明書き	象務	備考（出典等）
1	294通知	294つうち		地方税法第294条第3項を根拠に住外課税とした対象者について、その者が他の地方団体の住民基本台帳に記録されていることを把握した際に、その旨を当該地方団体の長に通知すること。又は通知するための文書。	個人	地方税法第294条第3項
2	宛名基本情報	あてなきほんじょうほう	宛名情報	共通要件1.1.1.1で定義を行った管理項目全般を指す。	共通	
3	宛名番号	あてなばんごう		地方団体内において業務ごとに個人、法人、共有者グループを一意に識別するために付番した番号のこと。「個人番号」、「住記個人番号」と呼ばれることもあるが、番号法に基づく「個人番号」（いわゆるマイナンバー）と混同されかねないため、本仕様書上は「宛名番号」と表記。	共通	※住民記録の定義と同様だが、税務システムにおいては住民登録外の対象者及び共有者グループを含む
4	APPLIC税タスクフォース	あぷりつくぜいたすくふおーす	APPLIC税TF	一般財団法人全国地域情報化推進協会において、地方団体向けの業務システムを提供するペンタを構成員とし、税務システム等標準化検討会に向けて設置された組織。	共通	
5	一般原動機付自転車	いっばんげんどうきつぎじてんしゃ	一般原付	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の5に規定する一般原動機付自転車。	軽自	
6	異動事由	いどうじゆう		納税義務者や課税情報等に係る情報の異動をした理由。何に基づく異動登録か（届出、申告、調査など）を管理する項目を指す。	共通	
7	異動年月日	いどうねんがっぴ	異動日	納税義務者や課税情報等に係る情報の異動があった年月日。	共通	
8	印字	いんじ		システム内で管理しているデータを特定の帳票項目に出力すること。	共通	
9	eLTAX納税者ID	えるたつくすのうぜいしゃあいであー		eLTAX内で管理している納税義務者（eLTAX利用者）の通し番号のこと。	共通	
10	会計年度	かいけいねんど		歳入・歳出の区切りとされる年度。毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。なお、普通地方公共団体の出納は、翌年度の5月31日をもって閉鎖する。	共通	財政法第11条 地方自治法第208条、第235条の5
11	過頭納番号	かごのうばんごう		過頭納情報について、一意に特定するための番号。	収滞納	
12	カスタマーバーコード	かすたまーばーこーど		郵便物の宛先をバーコード化したもの。郵便番号自動読取区分機での処理を効率化するために利用される。	共通	
13	課税区	かぜいく		指定都市において、主として課税を担当する区。	共通	
14	課税原票	かぜいげんぴょう		課税資料のこと。	個人	
15	課税資産	かぜいしさん		預貯金や株式などの流動資産と不動産などの固定資産といった一律に課税される資産のこと。	共通	消費税法第2条第1項第9号
16	課税情報	かぜいじょうほう		課税対象者ごとの課税の根拠となる情報、税額や控除額等の税額通知書や所得証明書に出力する管理項目全般を指す。	個人	
17	課税台帳	かぜいだいちょう		課税対象者ごとの基本情報及び課税情報の管理項目全般を指す。	個人	
18	課税取消	かぜいとりけし		賦課期日に達した変更がある等の適当な事由がある場合に、地方団体の判断で賦課決定を取り消すこと。	軽自	
19	課税年度	かぜいねんど		【共通】 課税の事由となる根拠の発生した年度で、本来課税を行うべき年度。 （例） 軽自動車税等において、過年度の課税物件異動に対して遡及して課税し、現年度に通知を行った場合は、過年度が課税年度となる。 【法人住民税】 法人の確定申告、中間申告等に係る申告期限（申告期限が延長されている法人の場合は延長前の申告期限）が属する年度。	共通	
20	課税標準額通知データ	かぜいひょうじゅんがくつうちでーた		地方税法第63条第4項に定める法人税額等に關する通知（市町村民税法人税額に係る課税標準額等の通知について）を、eLTAXを通じて電子データで都道府県知事が関係市町村長に通知する際の当該電子データ。	法人	
21	課税免除	かぜいめんじょ		地方団体の定めるところにより、公益上その他の事由に因り課税を不適当とする場合において課税をしないこと。	共通	地方税法第6条
22	過年度	かねんど		現時点における、昨年度以前の年度を指す。	共通	
23	過年度更正	かねんどこうせい		過年度に課税を行った対象に対し、更正を行うこと。	共通	
24	過年度の納税通知書	かねんどのうぜいつうちしよ		課税年度が過年度のもので、かつ、過年度に賦課した課税客体に対する納税通知書のこと。	共通	
25	仮消込	かりけしこみ		実際に消込処理はされていないが、納付・納入があったものとみなすための機能。窓口納付やコンビニ納付等の速報データを受領した際、仮の消込処理を行う。	収滞納	
26	還付口座	かんぷこうざ		納税義務者に還付を行う際に振込先になる口座。	共通	
27	関連者登録	かんれんしゃとうろく		関連者として複数の宛名を主・従で紐づける機能を指す。	収滞納	

No.	用語	読み方	略称	説明書き	業務	備考（出典等）
28	基本情報	きほんじょうほう		個人住民税の「1.1. 基本情報管理」で定義を行った管理項目全般を指す。	個人	
29	行政区	ぎょうせいく		指定都市における市内の区。	共通	
30	共有者	きょうゆうしゃ		同一の固定資産を共有している個人又は法人。	固定	
31	共有者グループ	きょうゆうしゃぐるーぷ		複数の共有者が同一の固定資産を共有（区分所有を含む。）している場合、各共有者を紐づけたグループのこと。	固定	
32	共用土地税額	きょうようとちぜいがく		区分所有家屋の敷地の用に供されている土地の税相当額。	固定	
33	軽減・減免前税額	けいげんまえぜいがく・げんめんまえぜいがく		軽減措置及び減免措置前の課税標準額に税率を乗じたもの。	固定	
34	軽自管理番号	けいじかんりばんごう		課税物件となる車両ごとにシステムで自動付番される課税事務のためのユニークな番号。 車両番号（標識変更）や名義人の変更があった場合も継続して管理されることで、同一車両の異動履歴の管理を行うことが可能になる。	軽自	
35	軽自動車検査情報市区町村提供システム	けいじどうしゃけんさじょうほうしゅくちょうそんていきょうしすてむ		軽自動車税の課税事務に必要な軽自動車の検査情報に、経年車重課及びグリーン化特例（軽課）の対象区分を判定した結果並びに使用の本拠の位置等に対応する「全国町・字ファイル」の「町・字コード」を付加したデータを地方団体に提供するシステム。	軽自	
36	軽自動車税納付確認システム	けいじどうしゃぜいのうふかくにんしすてむ	軽自動車JNKS	令和5年1月に開始を予定している検査窓口において継続検査における納税確認をLGNANを通じて電子的に確認できるようにするための仕組み。	収滞納	
37	軽自動車ワンストップサービス	けいじどうしゃわんすどっさーびす	軽自動車OSS	令和5年1月に開始を予定している軽自動車に関する電子申告の仕組み。 当該サービスを利用することで、申請者は軽自動車ワンストップサービスの窓口から新規取得に係る検査申請や地方税の手続きをオンラインで行うことができ、地方団体は当該申告データをLGNAN経由で取得することが可能になる。	軽自	
38	K S K	けーえすけー		国税総合管理システム。K S Kシステム。	共通	
39	現事業年度・過事業年度	げんじぎょうねんど・かじぎょうねんど		交付税資料並びに課税状況調にて、以下の基準で用いる。 【現事業年度】 前年の2月1日からその年の1月31日までの間に終了する事業年度分をいうものである。なお、同日後に終了する事業年度分であってもその年の3月31日までに申告書の提出があったものをその年度において調定している市町村にあっては、当該事業年度分を含む。 【過事業年度】 現事業年度分以前の事業年度分をいう。	法人	
40	現年度	げんねんど		現時点における年度を指す。	共通	
41	減免相当税額	げんめんそうどうぜいがく		1筆、1棟又は1品ごとの減免額。	固定	
42	口座振替種別	こうざふりがえしゅべつ	口座種別	金融機関口座の預金種目。	収滞納	
43	交渉経過	こうしょうけいか		納税義務者からの聴取事項、帳票出力の履歴等、納税義務者との交渉の経過をテキストで記録したもの。	収滞納	
44	国税庁の法人マスターデータ	こくぜいちょうのほうじんますたーでーた		法人を管理するうえで基礎となる国税庁所管のデータのこと。	共通	
45	コンビニ使用期限	こんびにしようきげん		コンビニバーコード（コンビニでの納付を行うためのバーコード）の使用期限。	収滞納	
46	歳出還付	さいしゅつかんぶ		税務システムの課税側の標準仕様書においては、過年度に納付すべきものとして確定した税のうち、還付すべきことが確定した額で現年度の歳出として還付すべき額をいう。この場合において、「納付すべきものとして確定した税」とあるのは実際に納付されたかどうかを問わず、「還付すべき額」とあるのは実際に還付したかどうかを問わない。 収滞納側の標準仕様書においては、過年度に納付された税のうち、納付後に判明した事象により減額することとなった場合に歳出から還付する額をいう。	共通	
47	歳入還付	さいにゅうかんぶ		税務システムの課税側の標準仕様書においては、現年度に納付すべきものとして確定した税のうち、還付すべきことが確定した額で現年度の歳入から還付すべき額をいう。この場合において、「納付すべきものとして確定した税」とあるのは実際に納付されたかどうかを問わず、「還付すべき額」とあるのは実際に還付したかどうかを問わない。 収滞納側の標準仕様書においては、現年度に納付された税のうち、納付後に判明した事象により減額することとなった場合に現年度の歳入から還付する額をいう。	共通	
48	サマリ入力	さまりにゅうりょく		種類別明細書を登録せずに、償却資産申告書のみを登録すること。	固定	
49	産業分類	さんぎょうぶんるい		統計法第2条第9項で規定されている公的統計の作成に際し総務大臣が定める日本標準産業分類のうち、大分類及び中分類を指す。	法人	
50	事業所・家屋敷課税	じぎょうしょ・いえやしきざせい		市町村内に事務所、事業所又は家屋敷を有する個人で当該市町村内に住所を有しない者への課税を指す。	個人	地方税法第294条第1項第2号
51	試算	しさん		システム上で任意の条件を設定し、税額等を仮に計算すること（計算された税額等は実際に課税されない。）。	固定	
52	指定期限	していきげん		法律や条例に寄らず、自治体が独自に指定した期限。 納付約束、分割納付計画、催告書の連絡期限等、用途はさまざまである。	収滞納	
53	事務所等	じむしょとう		事務所又は事業所のことであり、それが自己の所有に属するものであるか否かにかかわらず、事業の必要から設けられた人的及び物的設備であって、そこで継続して事業が行われる場所をいう（地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係））。 なお、法人住民税の仕様書において、「事務所等なし」と表記する場合は、経済活動を休止し、上記の要件を欠いた状態を指し、当該市町村外への事務所の移転や廃止による「事務所廃止」とは区別して用いる。	法人	
54	車体の形状	しゃたいのけいじょう	形状	自動車検査証における「車体の形状」と同義で、箱型やステーションワゴン、幌型等の自動車メーカーが指定した車両の形を表す分類のこと。	軽自	
55	車名	しゃめい		車両のメーカー名を指す。	軽自	
56	車両の通称名	しゃりょうのつうしょうめい		車両の製品名を指す。	軽自	

No.	用語	読み方	略称	説明書き	業務	備考（出典等）
57	車両番号（標識番号）	しゃりょうばんごう （ひょうしきばんごう）		ナンバープレート（車両番号標・課税標識）に表示される内容。 運輸支局等の市区町村以外で交付を行うものは車両番号とし、市区町村で交付を行うものを標識番号としている。	軽自	道路運送車両法施行規則第36条の17（車両番号） 各地方団体の条例（標識番号）
58	住登外課税	じゅうとうがいかぜい		自団体の住民基本台帳に記録されていない者（住登外者）であるが、自団体に住所を有すると認定し、自団体の住民基本台帳に記録されているものとみなして個人住民税を課すこと。	個人	地方税法第294条第3項
59	充当処理日	じゅうとうしよりび		充当処理を行った処理年月日のこと。 充当とは還付金等が発生した場合、その還付を受ける者に納付すべき税が別にあるときは、納税義務者の意思にかかわらず、その還付をしないで、その納付すべき税に充ててをいう。	収滞納	
60	収入年月日	しゅうにゆうねんがつび		支払われた税金を公金として収入した年月日のこと。	共通	
61	主たる事務所	しゅたるじむしょ		一の法人の当該地方団体に所在する事務所又は事業所のうち主に課税の根拠となる事務所又は事業所のことを指す。	法人	
62	主たる定置場	しゅたるていちば	定置場	軽自動車等の運行を休止した場合において主として駐車する場所。	軽自	
63	出力	しゅつりょく		システム内で管理している情報を媒体へ打ち出すこと。 要件の中で特段の指定がない場合は、出力媒体は紙とデータの双方を指す。	共通	
64	障害福祉システム	しょうがふくししすてむ		地方団体において障害福祉に係る対象者の情報を管理するシステム。	共通	
65	所在	しよざい		市、区、郡、町、村、及び字。	固定	
66	所在地	しよざいち		「所在」と「地番」を合わせたもの。	固定	
67	処理注意者	しゅりちゅういしゃ		支援措置対象者とは別に、税務業務において独自に管理が必要な者。	共通	
68	処理年月日	しゅりねんがつび		システムで処理を行った年月日。	共通	
69	申告書等送付番号	しんこくしやうそうふばんごう		申告書等に付番される番号。番号の形態は問わない。	固定	
70	申告情報	しんこくじやうほう		納税義務者及び特別徴収義務者等から提出される申告書等の項目のうち、基本情報や課税情報として必要な管理項目全般を指す。	個人	
71	申告整理番号	しんこくせいりばんごう		申告書の登録通番に付される整理番号。	法人	
72	申告年月日	しんこくねんがつび	申告日	地方税に関する申告のあった年月日。	共通	
73	随時課税	ずいじかぜい		賦課期日に遡及した変更がある等の適当な事由がある場合に、地方団体の判断で賦課期日以降に賦課決定を行った課税区分のこと。	軽自	
74	税額更正（税額変更）処理	ぜいがくこうせい（ぜいがくへんこう）しゅり		地方税法の規定に基づき、税額の再計算や随時課税及び納期限の再設定が実施され、再計算の結果を課税に反映させる処理。	共通	
75	生活保護システム	せいかつほごしすてむ		地方団体において生活保護受給対象者情報を管理するシステム。	共通	
76	税務署整理番号	ぜいむしよせいりばんごう		税務署で使用する整理番号（旧法源番号を指す）。	法人	
77	是認	ぜにん		法人の申告内容を調査した結果、更正等の必要がない旨を確認したこと。	法人	
78	全国銀行協会フォーマット	ぜんこくぎんこうきやうかいふおーまっと		一般社団法人全国銀行協会が定めた金融機関とのデータ連携に用いる様式（フォーマット）のこと。	共通	
79	全部非課税固定資産	ぜんぶひかぜいこていしさん		地方税法の規定により非課税とされた固定資産（1つの固定資産に課税部分と非課税部分がある場合を除く。）。	固定	
80	相続分割税額	そうぞくぶんかつぜいがく		賦課期日以降に納税義務者が死亡した場合に、法定相続分で按分した税額（承継税額と同様。）。	固定	
81	相当税額	そうとうぜいがく		1筆・1棟又は1品ごとの課税標準額に税率を乗じたもの。	固定	
82	速報データ	そくほうでーた		コンビニ納付やクレジットカード納付において、実際に納付額が地方団体に入金される前に、収納代行業者から地方団体に対して送信される納付確認データ。	収滞納	
83	滞納	たいのう		納める義務があるにもかかわらず、納期限を過ぎた状態のこと。	収滞納	
84	滞納明細情報	たいのうめいさいじょうほう		滞納者の滞納する税目や期別等について、滞納処分に必要な情報を詳細化したもの。 調定額、収納額、督促状発布の有無、時効等を想定。	収滞納	
85	建物番号	たてものばんごう		登記記録の表題部に記録されている建物の名称。	固定	
86	地番	ちばん		土地を特定するために、土地1筆ごとに、登記記録の表題部に記録される番号。	固定	
87	地方税ポータルシステム	ちほうぜいぼーたるしすてむ	eTAX	地方税における手続きをインターネットを利用して電子的に行うシステムのこと。	共通	
88	調定情報	ちやうていじょうほう		調定に関する情報のこと。課税部門から収滞納部門に連携する課税情報を指す。	共通	地方自治法第231条 地方自治法施行令第154条
89	調定処理	ちやうていしゅり		課税部門で課税情報を確定させ、内部的な意思決定として収滞納部門へ連絡する行為を指す。	共通	地方自治法第231条 地方自治法施行令第154条
90	調定年度	ちやうていねんど		調定を計上した年度。	共通	
91	帳票整理番号	ちやうひやうせいりばんごう		収納管理システム及び滞納管理システムにて出力した帳票自体の特定が可能な番号。番号の形態は問わない。	収滞納	
92	通知書番号	つうちしよばんごう		通知書を特定可能な番号。 番号の形態は問わない。 ただし軽自動車税においては徴収単位を一意に特定可能な番号とする。	共通	
93	通知年月日	つうちねんがつび		システムから出力した帳票について、対象者へ受け渡しを行った年月日。 郵送する場合は、発送した日を指し、発送日や発付（布）日と同義。	共通	
94	電算処理	でんさんしゅり		納税義務者が所有する全ての償却資産について、評価額等まで計算して申告する処理方式のこと。	固定	

No.	用語	読み方	略称	説明書き	業務	備考（出典等）
95	当初賦課（課税）処理	とうしょるか（かぜい）しより		地方税法等の規定に基づいた税額計算、期別税額計算や納期限の設定が実施され、当該結果をもって課税に反映させる処理。	共通	
96	到達年月日	とうたつねんがっぴ		差押調書等が受領された日（到達した日）、あるいは直接銀行等に臨場し差押調書を行員等に手交した日、または不動産登記申請受付年月日などを示す。	滞納	
97	特定小型原動機付自転車	とくていこがたげんどうきつきじてんしゃ	特定原付	道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車。	軽自	
98	特定法人	とくていほうじん		地方税法第321条の8に定める特定法人。同条により、納税申告書を電子申告により提出することが義務付けられている。	法人	
99	特別徴収義務者	とくべつちようししゅうぎむしゃ		特別徴収によつて地方税を徴収し、かつ、納入する義務を負う者。特別徴収とは地方税の徴収について便宜を有する者にこれを徴収させ、かつ、その徴収すべき税金を納入させることをいう。	個人	地方税法第1条第9項、第10項
100	特例延長法人	とくれいえんちようほうじん		法人税法第75条の2又は第81条の24の規定により確定申告書の提出期限が延長された法人。	法人	
101	届出整理番号	とどけでせいりばんごう		庁内処理用の整理番号として付される法人設立届出等の管理番号。	法人	
102	名寄せ処理	なよせしより		一の納税義務者又は共有者グループが所有するすべての固定資産をまとめる処理。	固定	
103	納期	のうき		税を納付・納入する期間のこと。	収滞納	
104	納期限	のうきげん		地方税法で規定されている納付・納入すべき期限のこと。	共通	
105	納税義務者番号	のうぜいぎむしやばんごう		納税義務者番号は、「固定資産税の納税義務者（共有者を含む。）」等につ着する固有の番号のこと。	固定	
106	納入	のうにゆう		特別徴収義務者が納税義務者から徴収した税金を納めること。	収滞納	地方税法第321条の5第1項
107	納付	のうふ		税金を納めること。（納入を除く。）	収滞納	
108	納付誓約	のうふせいやく		口頭や文書により納付の約束を行うこと。地方団体の個別判断により債務承認とみなす場合もある。	収滞納	
109	減車	はいしゃ		標準仕様書において、抹消、転出、補填の返納等により当該地方団体又は行政区の課税客体で無くなったことを指す。	軽自	
110	発行整理番号	はっこうせいりばんごう		申告書の発行に伴い付される整理番号。	法人	
111	発行年月日	はっこうねんがっぴ		帳票をシステムから出力した年月日。帳票の出力に係る処理日や出力日と同義。	共通	
112	発行番号	はっこうばんごう		証明書発行時に自動付番される場合の番号の名称。	法人	
113	発送年月日	はっそうねんがっぴ		差押調書等を発送した日を示す。	滞納	
114	パラメータ設定	ばらめーたせってい		特定の条件下でのシステムの処理を複数パターン用意し、マスタ等に設定した変数にて実施する処理を選択できる実装方式における変数の設定作業を指す。システム導入時あるいは保守の際に任意の値を定め、各地方団体の運用に最適なシステム処理が提供されることを想定している。	共通	
115	パンチデータ	ばんちでーた		課税資料等を基に、手入力で電子データ化したもの。	共通	
116	引き抜き	ひきぬき		出力した帳票の発送を行わない場合に、発送対象から除外すること。	共通	
117	賦課決定	ふかけってい		課税部門が決定した内容を収納部門に通知する行為	共通	
118	賦課年度	ふかねんど		納税義務者に対し納めなければならない税額を決定及び通知した年度。 （例） 軽自動車税等において、課税物件異動に対して遡及して課税し、現年度に通知を行った場合は、現年度が賦課年度となる。	共通	
119	不均一課税	ふきんいつかぜい		地方団体の定めるところにより、公益上その他の事由に因り必要がある場合において、本来の税率とは異なる税率で地方税を課すこと。	共通	地方税法第6条第2項 地方税法第7条
120	物件番号	ぶっけんばんごう		固定資産課税台帳1枚ごと（資産等ごと）に付番される固有の番号。	固定	
121	不動産番号	ふどうさんばんごう		不動産を識別するために、1筆の土地又は1個の建物ごとに、登記記録の表題部に記録されている13桁の番号。	固定	
122	振替口座	ふりがえこうざ		納税義務者が口座振替を利用する際に引き落とされる口座。	共通	
123	プレ申告データ	ふれしんこくでーた		地方税ポータルシステム（地方税共同機構）の用語集に規定する「プレ申告データ」と同義。 『申告を行う際の参考となるよう、申告先の地方公共団体から納税者へ送付されるデータのことです。 前年申告の内容等をもとに、申告データの一部の項目（納税者の名前など）があらかじめ設定されている申告データです。申告時期が近づくと、納税者の名前などがあらかじめ印刷された申告書が郵送されますが、プレ申告データはこの電子データ版に相当します。』	法人、固定	地方税ポータルシステム（地方税共同機構）のWEBサイト https://www.eltax.lta.go.jp/support/yugosyvu/
124	分割区分	ぶんかつくぶん		当該法人が、単独法人が分割法人がを要す区分。『単独法人』とは『当該市町村内のみに事務所又は事業所を有する法人』を言い、分割法人のうち「本市本店」とは「分割法人のうち当該市町村に主たる事務所又は事業所を有する法人」を、「他市本店」とは分割法人のうち「本市本店」以外の法人をいう。	法人	
125	文書番号	ぶんしよばんごう		通知文書等に地方団体が任意に印字する番号項目の名称。	共通	
126	閉鎖	へいさ		課税客体が滅失した場合等において、課税台帳の情報を更新できなくすること。	固定	
127	法人管理番号	ほうじんかんりばんごう		法人住民税システム上で、法人基本情報の登録ごとに附番される市町村内で一意の管理番号。	法人	

No.	用語	読み方	略称	説明書き	業務	備考（出典等）
128	法人番号	ほうじんばんごう		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条第1項又は第2項に規定する法人番号。	法人	
129	法人番号情報提供サイト	ほうじんばんごうじょうほうていきょうさいと		法人番号の指定を受けた者の1.商号又は名称、2.本店又は主たる事務所の所在地、3.法人番号（基本3情報）を公表しているサイトのこと。	共通	
130	法定納期限	ほうていのうきげん		地方税法第11条の4に定める期限。	収滞納	地方税法第11条の4
131	法定納期限等	ほうていのうきげんとう		地方税法第14条の9に定める期限又は日。	収滞納	地方税法第14条の9
132	見込納付	みこみのうふ		特例延長法人が地方税法第17条の3第1項第2号に規定する、最近において納付すべき額の確定が確実であると認められる地方団体の徴収金を予納したもの。	法人	地方税法第17条の3第1項第2号
133	みなす申告	みなすしんこく		地方税法第321条の8第1項又は第2項の規定により、予定申告書又は中間申告書を提出する義務のある法人が、法人の市町村民税の予定申告書又は中間申告書をその提出期限までに提出しなかったときに、当該申告書の提出期限において、政令で定めるところにより計算した法人税割額及び均等割額を記載した当該申告書の提出があったものとみなされる申告のこと。	法人	地方税法第321条の8第1項又は第2項
134	みなす申告処理	みなすしんこくしゅり		みなす申告を登録し、法人住民税システム上で調定を行い、収納管理システムに調定情報を連携すること。	法人	
135	未納	みのう		納める義務があるが、まだ納めていない状態のこと。	収滞納	
136	メモ	めも		業務上必要な補足情報。	共通	
137	山分け	やまわけ		帳票の一括出力において、出力条件および出力順を指定し出力単位として分けること。	共通	
138	領収年月日	りょうしゅうねんがつび		納税者が税金を納付・納入した年月日。	収滞納	
139	連携	れんけい		システム間で情報（データ）を受け渡しすること。	共通	
140	他団体課税者	ただんたいかぜいしゃ		自団体の住民基本台帳に記録されている者について、他団体から294通知が送付され、自団体では個人住民税を課税できない者のこと。 ※他団体課税対象者も同じ	個人	地方税法第294条第4項
141	納通QR	のうつうきゅーあーる		納税通知書等の電子送付を希望する際に読み込む二次元コードのこと。本仕様書の帳票レイアウト上、「納税通知書電子送付申出用QR」と表記しているが、これは「納通QR」と同義。	固定、軽自	